

青森地域広域事務組合火災予防条例の一部改正について

1 改正理由

蓄電池設備に関する位置、構造及び管理の基準及び固体燃料を用いた火気設備の離隔距離について、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正背景

これまで、蓄電池設備は主に業務用の非常用電源などとして設置される設備であったが、近年は一般家庭でも日中に太陽光で発電した電気を蓄え、夜間の電力として使用するための設備として普及が進んでおり、脱炭素社会の実現に向けて更なる普及の拡大や大容量化が見込まれている。一方、蓄電池設備の火災予防上の現行の基準は、主に開放型の鉛蓄電池を想定して規定されているが、材料・構造等の多様化が進んでいること、JIS等の標準規格で出火防止措置や延焼防止措置等が盛り込まれるようになってきたことから、蓄電池設備の種別や安全性に応じた内容となるよう所要の改正を行うものである。

固体燃料を使用する火気設備等の現行基準は、炉の一般規定が適用され、周囲に2から3メートルの離隔距離を確保する必要があるが、昨今のキャンプブーム等を受けて住宅等を含め利用が広がっており、炭火焼き器については、防火上の安全措置が講じられたものもあることから所要の改正を行うものである。

3 主な改正事項

(1) 蓄電池設備に関する事項

ア 現行の青森地域広域事務組合火災予防条例においては、4,800アンペアアワー・セル未満の蓄電池設備を規制の対象から除いているが、今回、規制の対象となる蓄電池設備を、電気エネルギー貯蔵システムの安全性を分類する際に一般的に用いられている蓄電池容量（キロワット時）を用いて区分することとし、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを規制の対象から除くこととしたこと。

イ 蓄電池設備は、地震等により容易に転倒したり、亀裂が入る等破損しない構造とすることとしたほか、開放形鉛蓄電池以外は耐酸性の床等に設けなくてもよいこととしたこと。

ウ 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止措置が講じられたキュービクル式のものでなくても、雨水等の浸入防止措置の講じられた筐体に収められたものとすればよいこととしたほか、原則として建築物から3メートル以上の離隔距離を設ける必要があるが、一定の要件を満たせば離隔距離は不要としており、当該要件に、新たに、延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを追加することとしたこと。

(2) 固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直しに関する事項

対象火気設備等の離隔距離を定めている別表第1に、新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めることとしたこと。

4 施行期日について

令和6年1月1日施行